四街道市　平成 26 年度第 1 回保健福祉審議会　会議録

日　時	平成 26 年 5 月 12 日（月）　午後 1 時 30 分
会　場	保健センター３階大会議室

出席委員

渋谷　哲	中村　修治
大渕　義明	柴　　忠明
金子　恵子	中島　二郎
有川　良子	島　　万里子
岡田　はる美	栗原　直也
秋山　峰子	伊佐　勉
原　　多喜夫	飛田　周彬

欠席委員　　傍聴者　5　名

江口　勝義

会議次第

１．開　　会

２．委嘱状交付

３．副市長挨拶

４．会長選出

５．議　　題

①諮問
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）策定について
第４期障害福祉計画策定について
②計画の概要及び策定スケジュールについて
③部会の設置について
④その他（新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について）

６．その他

７．閉　　会

１．開会

２．委嘱状交付

（副市長より委嘱状の交付。委員１５名のうち１２名の委員に委嘱状を交付し、欠席の江口委員と遅れている委員２名についてはのちほど交付）

３．副市長挨拶

（副市長より挨拶）

（委員の自己紹介）

（事務局より、課長職以上の職員について紹介）

４．会長選出

【事務局】

続きまして保健福祉審議会の会長選出をお願いいたしたいと思います。その間、慣例によりまして副市長が座長を務めさせていただきますことになりますので、よろしいでしょうか。それでは副市長よろしくお願いいたします。

【副市長】

新しい任期になりましたので、会長の選出をお願いいたします。会長が決まっておりませんので、慣例で、会長が決定されるまでの間、座長を務めさせていただきます。

保健福祉審議会の会長は、審議会条例第４条第２項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。会長の選出についていかがいたしましょうか。

【大渕委員】

承りますと、今期の審議会委員さんは従前の委員さんの半数近くが入れ替わっているとうかがっております。そういうことも考えまして、今審議会の円滑な運営という視点から、これまでの会長さんをお勤めいただいたというふうにうかがっています医師会の柴先生にお願いするのが妥当と思います。柴先生の御了解をいただいて更に他の方の立候補がなければ、そのようにお計りいただきたいと存じます。

【副市長】

ただいま大渕委員さんから、これまで会長を務めておられましたので、引き続き会長を柴委員にお願いしたいという発言がございましたけれども、みなさまいかがでございましょうか。

（異議なし）

【副市長】

それでは異議がございませんでしたので、柴委員に会長をお願いします。私はこれにて座長の職を終わらせていただきます。それでは柴会長よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは早速ではございますけれども、柴会長の方からひとことご挨拶をお願いしたいと思います。

【会長】
ただ今ご選出いただきまして、なおかつご了解をいただきまして、今後２年間、会長を務めさせていただきます。至らない点もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。
【事務局】
ありがとうございました。続きまして副会長でございますが、審議会条例第４条第４項の規定によりまして、副会長は委員の中から会長が指名をするということになっておりますので、会長の方から指名をお願いしたいと思います。
【会長】
それでは副会長について指名をさせていただきたいと存じます。従来どおり社会福祉協議会ということで、原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。
【副会長】
勉強不足で至らないところもあると思いますけれども、精一杯頑張らせていただきます。
【事務局】
それでは議事進行の方を会長にお願いしたいと思います。
【会長】
それでは会を進めさせていただきたいと存じます。
本日は傍聴の希望者がいらしております。議事運営について、傍聴者がおられることが著しい支障になるということは認められませんので、公開をして入場をしていただこうと思いますけれども、よろしゅうございますか。
（異議なし）
では、ご入場いただいてください。
（傍聴人入場）
その間に、会議録の発言者名でございますが、会議の公開の原則に則りまして明記をすることとなっておりますので、本会議でもこれは同様とさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

５．議題
① 諮問
【会長】
議事に入らせていただきます。事務局よりお願いいたします。
【事務局】
議題の①につきまして、高齢者・障害者計画につきまして市長より諮問をさせていただきます。
【副市長】
（「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」及び「障害者計画」について市長より諮問）
（副市長退席）
② 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）策定について
【事務局】
（「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の概要及びスケジュールについて説明）

【会長】

ただ今、事務局からご説明をいただいたが、概要について質問はありますか。

【伊佐委員】

障害者の高齢化により、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している方もいると思う。介護保険は基本的に６５歳以上が１号被保険者で利用者ですが、２号被保険者でも特定疾病に該当する人が介護保険を利用するケースもあります。現在四街道市内で、介護保険と障害福祉サービスを併用されている方がどれくらいか把握しているかどうか。また今回、高齢者の計画・障害者の計画両方の策定段階ですが、介護保険と障害福祉サービスを併用されている方の意見・要望をどのような形で吸い上げていくのか伺いたい。

【事務局】

計画の中に、障害者と高齢者のことは第６期計画の中には取り計らわれておりません。ですので、計画の概要ということでご説明を申し上げますと、高齢者福祉計画と後で説明されます障害者の計画につきましては、それぞれ基本理念というのはその上位計画である総合計画とか地域福祉計画、こういったものの計画の個別計画でございますので、そこでの整合性が図られてまいります。それで計画についてのお答えにとどめさせていただきます。

それと障害者と高齢者の複合性のある方の意見をどのように吸い上げるのかというご意見でございますが、基本的に今回は高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画、確かに高齢者保健福祉計画の中には第２号被保険者は入りません。また、介護保険計画の中には第２号被保険者も一部入ることにはなりますが、基本的には両者が一体となった計画でございますので、高齢者を中心とした形にならざるを得ないのが実情でございます。また、意見交換会については現在のところ、介護保険事業者を基本に考えておりまして、例えばケアマネージャー協会やホームヘルパー連絡協議会、デイサービス・デイケア学会等がございますが、当然ながら介護保険の事業者でございますので、第２号被保険者のこともご相談にかかる方でございますので、こういった方々からの意見聴取あるいは意見交換という形になるかと思います。

以上でございます。

【会長】

質問の件につきましていかがでございますか、よろしゅうございますか。他にご質問の方はございますでしょうか。

【大渕委員】

徘徊高齢者の位置情報システムについてお尋ねしたいのですが。先日も９０何歳のお年寄りが踏切の中で亡くなって、８０何歳の奥さんに管理責任があるという判決が下ったということで、高齢社会は大変であると思うと同時に、８０台の奥さんに介護責任･監督責任があるのかどうか、この判決についてはみなさんがはなはだ疑問を持っていると思うんです。当市の徘徊システム・監視システムの状況を、さきほどいただいた計画の７０ページに当市の徘徊高齢者の位置情報システムの利用助成の給付というのがございますけれども、この具体的な数字が、どれくらい実績があったかの数字が無いわけで、今のところ市民のみなさんは、民生委員達さんを通じて情報をお伝えするというのが目標になっていると思いますが、その後の進捗状況と言いますか、具体的

にご家庭から「こういうふうなものが欲しい」、例えばペンタブレットだとか、あるいは最新の情報では靴の裏にですね情報システムを付けて、そして支給するということも考えられているようですが、そういうふうな具体的な計画を何かご当局でお持ちかどうかということを聞きたい。

【事務局】

お答えします。まず、痛ましい事件につきまして、高裁の判決が７２０万から３６０万に減額とはいえ、かなり厳しい司直の判断だと考えております。私ども介護保険を担当するものからすれば、１９７０年代に逆戻りをするような、そういったことだということで遺憾には思っておりますが、ただ行政と司法は違うものでございますので、注意深く推移を見守ってまいりたいと考えております。

なお次の具体的な、高齢者への、徘徊高齢者への位置情報システムの利用の便がどのようになっているかということでございますが、残念ながら現在のところ利用者はございません。こちらの方にですね、それを利用したいという方は、引き続き今年度も現れておりません。また、特に千葉の地区におけるシューズにそのシステムを入れることによって、通常の服であれば着替えてしまってなおざりになってしまうのだけれども、靴の中に入れることによって、当然靴は履くわけですから、靴を履き替えない限りは徘徊が分かるというような方向で今考えて、確かＮＰＯで考えている３年間、多分で恐縮なんですが、その間に実証していこうということでございますので、こちらについても注意深く見守っていきたいと。特に徘徊についての情報システムについては、かなりナーバスな問題をかかえてございます。いわゆる基本的な人権の部分もございますので、そういった場面を含めながら今後また調査研究をしてまいりたいと思いっております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。では他にご質問の方がおられますか。よろしゅうございますか。それでは次に、策定のスケジュールというところでご質問がおありの方は挙手を願います。

【栗原委員】

栗原と申します。何点かお尋ねしてもよろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ。一つずつ順序よく質問してください。

【栗原委員】

まずは直接の質問ではないのですけども、一緒に配られておりますアンケート調査につきましてはこの後ご説明をいただけるのでしょうか。

【事務局】

大変恐縮なんですが、現在のところですね、ご説明するという時間がなかったんです。と申しますのは、アンケート調査のそれぞれの一面にですね、このアンケートの趣旨が書いてございまして、それとあと内容につきましては、例えば介護の、日常生活圏域の方につきましては９番まで、これは国のものでございます。１０番以降は独自の質問体系でございまして、例えば成年後見制度を入れたりとかですね、具体的な形を取ってはいるのですが、まだこれが確定したものではございませんで、もう少し中で揉む部分が出てまいりますので、具体的なご説明については本

日のところは考えておりませんでした。

【栗原委員】

このアンケートにつきまして、直接課の方に何らかの意見があれば、私ども委員の方からお話しさせていただいてもよろしいということでしょうか。これは当然まだ発送されていないんですよね。

【事務局】

はい。

【栗原委員】

順次ちょっとお伺いしたいんですが、アンケート調査につきましてはそういう形で。意見交換会なんですけれども、５月から６月にかけて意見交換会を介護保険事業者４団体と介護家族会からということなんですが、一般市民との意見交換会というものはこの中には含まれないのでしょうか。

【事務局】

ここに書かれています意見交換につきましては、いわゆる４団体と、あとは介護家族の会を考えておりまして、一般の方からは意見の提出を願おうということで分けてございます。ですので単純に話せば含まれていないということになります。

【栗原委員】

と申しますと、市民参加条例に基づく意見交換会ではないということで。

【事務局】

いえ、市民参加条例に基づく意見交換会でございます。

【栗原委員】

市民ではなく特定団体とだけの意見交換会という形なのですか。市民参加条例に基づく意見交換会ですと、特定団体とだけではなかったと思いますけど。当日の参加者なのですけどもね。

【事務局】

その辺ちょっと勉強不足で恐縮なのですが、意見提出手続きと審査会手続きの２つが基本と考えていまして、その延長上にこの意見交換会を考えているので、そこに４団体プラス１家族会を考えているということになります。

【栗原委員】

条例ではそのとおりで結構なのですけれども、それは努力といいますか。実際には、条例上では義務付けられてはおりますけれども、より多くの市民参加手続きを取るようにということが市民参加条例の考え方のベースとなっておりますので、できるだけ幅広い市民からの意見を聴取するということも意見交換会の中で考えていただけたらと思っています。

続きまして、高齢者部会が４回開かれまして、実はこの保健福祉審議会が本日行われた後は、来年の２月までないということでよろしいのでしょうか。

そうすると、例えば部会の前に策定委員会がそれぞれ４回開かれまして、部会が開かれるのですけれども、部会の中での、策定委員会の中での議論内容あるいは部会の中での議論内容は、全ての委員に対してフィードバックされるものなのでしょうか。というか、フィードバックしてい

ただきたいというのが私の考え方で、常時会議が行われる度に全員に情報が伝わらないと、来年の２月になって、全ての情報が出来上がった段階でいかがですかと言われましても、私ども委員としましては意見を申し上げることができなくなってしまうのですね。ですから、このように部会が開かれるのは高齢者部会だけではなくて、障害者の方でも当然開かれますし、あと子育ての方でも部会が開かれるのですけども、常に部会がこの保健福祉審議会の中の部会であるという以上は、これらの部会の中で議論された内容は全ての委員に対してフィードバックしていただかないとですね、私どもは最後に言われても正直ご意見を申し上げることができないので、できるだけ部会が行われましたら早急に取りまとめていただいて、それを全ての委員に対して、その内容を議事録でも結構ですが発送していただくようなご提案をしていただけないかということなんですが。

【事務局】

こちらにつきましては、高齢者部会の他にも障害者部会等そちら関係の兼ね合いもございますので、統一した見解を取れないと私の方からすぐにそうしますというわけにはいきませんので、今栗原委員のお話を聞いて、また３部会及び事務局と話し合って、できればその方向性で考えていければと思います。

【栗原委員】

あともう１点申し訳ございません。介護保険制度につきましては来年から制度改革があると。その中では地域包括ケアという話が出ましたけども、その他にも何点か、新聞・ニュース等でオープンになっているものがあります。それらについてはご検討されてないということなのでしょうか。

【事務局】

こちらの方は当然、外部的には法案の段階でお話することができないのですが、こちらは審議会でございますので、ある程度踏み込んでお話をいたしますと、現在のところの法案についての列挙はほとんど済んでおります。ただ当初、例えば要支援の中の介護予防サービスというのがあるのですが、全ての事業を市の事業の中に持っていこうという厚生労働省の判断ですね、途中で変わっております。こちらは全ての訪問介護と通所介護だけを事業に持っていこうという、かなり動いている部分もございますので、ですので中々外部に、当然私どもが担当していないことについては私はできないということではございます。ただ、柱となる地域包括支援事業と、それから費用負担の公平化、この二つが制度改正案の基本となっております。この地域包括ケアシステムの構築の中には、例えば在宅医療や介護の連携の推進であるとか、認知症スタッフの推進、地域ケア介護の推進、生活支援サービスの充実・強化とか、あるいは特養の重度化とか。あるいはさっき言った　訪問介護・通所介護を事業に持っていくとか、こういったものが地域包括ケアシステムの構築要因ですが、ご承知のとおり今国会でかなり揉めています。ですので、こうなるというのは私どもは言えませんが、今そういった状況で進んでいるということが言えます。あと、地域包括ケアシステムの構築の他に費用負担の公平化、この二つが主な概要でございまして、例えば低所得者。消費税導入によってその消費税の内のある部分を社会保障に給付することで介護保険の方にお金が入って行きますので、その部分を使って低所得者の保険料軽減を拡充していこ

うとか、あるいは一定所得の方については限度は見直していこうとか、あるいは補足給付の中で、少し預貯金がある方にはそういったものを止めようとか、そういった状況は当然勉強していきますが、それを確定したことで皆様にお話しを提示することはできないということを、大変恐縮なんですがご理解いただければと思います。以上です。

【栗原委員】

今年度の会議の中で順次、国の方針が明確になり次第、取り込んでいくと。

【事務局】

ご承知のとおり現在、通常国会が開かれております。当然、第１８６回でしたか、６月の２０何日までで丁度１００日間の通常国会ですので、当然余程の何事も無い限りですね、最終の日までにはですね、改正介護保険法が成立するであろうと。成立した場合にその時点でですね、折を見て、皆様にはご説明申し上げたいと考えております。以上です。

【栗原委員】

最後にもう一点申し訳ございません。アンケートの件なんですけども、となりますと、このアンケートの中には、例えば新制度に移行した場合には、新たにこういうふうにサービス内容が、介護保険についてはサービス内容がこういうふうに変わっていくと。それに対応しまして、前もってこういう事柄については質問しておこうとか、そういったことが果たして入っているのか入っていないのか。このアンケート調査が、当然経年でその変化を見るというのが重要なので、同一の質問がずっとなされているとは思うのですが、制度改革をある程度取り込んだようなことを見越してアンケート調査をされているのか、それとも今回５期目の計画内容、それが果たして市民の満足度であったり、施策、今までとってきた３年間の政策についての質問だけがアンケート内容なのか。その辺もちょっとお尋ねしたい。

【事務局】

説明の方をちょっと端折ってしまって恐縮なんですが、例えば日常生活圏域のニーズ調査。これが皆様のお手許にございます。この中の２ページ目の問１については、これは特別に四街道市のものですよということで、これは国のスタンスではございません、私どもの方で作っております。問２からずっと飛びまして問９、こちらにつきましては、国がこれをやりなさいというものです。そして問１０から、こちらは四街道市独自のものでございます。そしてこの問１０の中から、例えばこれからは認知症に対する現実があるということで、例えば認知症について少し取りましょう。というわけで、Ｑの５、Ｑの６がその部分であります。そしてこのすぐ隣にですね、まず下に行って、介護保険料が値上げすることがあると想定されます。それについて介護保険がどのような社会保障との整合性をどのように考えるだとか、あるいは今言いました問の１０ですね。Ｑの１０、介護保険料と介護サービスのあり方についてどう思うか。当然第６期では介護保険料の改正があるやとも思われます。それから問の１２、介護・支援が必要になっても、住み慣れた地域で生活していくために、つまり地域包括ケアシステムの充実のための質問でございますが、ここでその柱となる在宅医療と介護との連携体制の整備が必要だと思いますかとか、あるいは市民後見人の養成・相談・支援を行うセンターの整備を行うべきかとか、色んなそういったものを取り入れて行ってるんです。ですので、この問１０以降で、現在の改正介護保険法で主に変

わっていくものを取り入れて質問しているということでございます。以上です。

【栗原委員】

あと１点だけすみません。今回も要介護・要支援の方々のアンケートどちらも、生活の方のアンケートも合わせてやはり７０％以上の回収率というのは、非常に市民の方の関心が高い、あるいは受けている方、介護をしている方皆さんが本当にもっと制度をよくして欲しいという強い思いがあって、お互い忙しい中でこのアンケートに回答されているんだと思います。その観点からいいますと、できればもう少しその、分かりやすい、表現もできるだけその、行政で使うような言葉をできるだけ減らしてですね、緊急通報装置を例にとりますと、適切に対応するための装置等という表現に変えたりするのではなくて、もっと分かりやすい、市民にとって分かりやすい表現をできるだけ使って、またアンケートの指示内容もその、どこからどちらに向かってアンケートがYES／NOで分かれるかというところも比較的見づらいところも結構ありますので、全体的にアンケートをもう一度、市民にとって分かりやすい、とりわけ高齢者あるいは忙しい中で介護されている方々が、非常にアンケートで答えやすくできるような仕組みをもう少し取り入れていただきたいというのが要望で、申し訳ございません。

【事務局】

おっしゃるとおりでございまして、できるだけ高齢者の方、あるいはそれを介助される方等の当事者介助者にですね、できるだけ分かりやすい形のものを考えました。先に見ました日常生活圏域のニーズ調査を例に取りますと、問９までの国の質問と全く同じだというふうにお話をしましたけども、それを少し砕いているけども。国はもっと読みにくいんですよ。それをですね、国の方針を崩さないように少し、若干崩して分かりやすくしてございます。そうするところで、問１０になるとその延長でございますので、また厳しいものがありますが、ご要望としてですね承らせていただきます。

【会長】

他に。

【渋谷委員】

渋谷でございます。このアンケートの件ですが、そもそも私たち、この５月から今回この任期ということで、このアンケート調査が今回のスケジュールに入ってるんですけども、これは昨年度までの高齢者部会であり、もしくは審議会のアンケート会の中で一応そこで承認されて。ですから、もしここでアンケートを修正するのであれば、新たな高齢者部会の１回目で審議するものなのか、もう既に前回までの高齢者部会もしくは審議会で承認された事項なので、ここでの審議事項なのか。ちょっとここが今、議論を聞いていて、もし修正するならばそれは受け付けますし。策定委員会のみで済むものなのかどうか、また経過・位置付けですか、それを知りたいと思います。

【事務局】

大変恐縮でございます。今回は高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を審議する一番最初のスタートラインでございます。このスタートラインにおきまして、アンケート調査をするということで、お手許に郵送させていただいたところでございます。ただ、現在もその作業が進んで

おりまして、今週中にはそれを事業者にお渡しするようなつもりでおりまして、先ほど申しましたとおり６月上旬にはそれを回収するという形を取らさせていただきます。ご審議にですね、付すことが中々できなくて大変恐縮ですが、それが実情でございます。以上でございます。

【会長】

今のご回答でよろしゅうございますか。よろしいですか。よろしいそうでございますので、ということは基本的には、これは一部改訂されたあと、可能性はありますね。我々の目には触れないけども、その形で、大元を損なわない形で実施されるというふうに受け止めてくれということですか。

【事務局】

よろしくお願いいたします。

【会長】

ということのようですが、よろしゅうございましょうか。他にはどなたかご質問の方がおられますでしょうか。

【伊佐委員】

伊佐ですけど。意見交換会で、家族会１団体を想定されているそうですけども、恐らくこれは平成２２年に創立されて、今年度は毎月第４火曜日に集まっている虹の会を想定されているのかと思います。それともう別団体なのですけども、平成２４年１１月から集まってるのですけども、奇数月の第２土曜日に「男の介護を語ろう会」という会があるのですね。男性介護者ならではの悩みを、男性介護者のみが集まっている会があります。また中々意見交換会というのは難しいかも知れませんけども、例えばそういう「語ろう会」の場合に、担当部署の方に来ていただいて様子を聞いていただくとか、あるいは事務局の一部が地域包括支援センターでやっておりますので、地域包括支援センターさんにその様子を聞いていただくとか、その辺のこともちょっと考慮していただければと思います。これは要望です。

【事務局】

要望として承ります。

【会長】

他にはご質問の方がおありになりますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは先に進めさせていただきます。

では次に、第４期障害福祉計画についてご説明をお願いしたいと思います。

第４期障害福祉計画策定について

【事務局】

（「第４期障害福祉計画」の概要及びスケジュールについて説明）

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、質問を頂戴いたしたいと思いますが、まず計画の概要という方から質問をいただきたいと思います。ご意見がある方はどうぞ挙手を願います。

【大渕委員】

計画の期間についてお尋ねしたいと思います。今スケジュール表の中で、障害者基本計画からというお話でしたけども、基本計画と福祉計画とが１年ずれるわけですね。平成１８年ですか、基本計画もスタートし、一緒に障害福祉計画もスタートしている。基本計画の下に、福祉計画が３期計画をしているわけですが。基本計画は２７年までで２８年に改訂になります。福祉計画の方が１年早く２７年に新しい計画に入るわけですけども、そこの期間のずれというものについては特に何かお考えはないのでしょうか。今の基本計画の下に１年間先行して第４期の福祉計画が始まるということになるわけですが、そこのとこの期間のずれは特に私どもが新しい福祉計画を考える上で、意識する必要はないのでしょうか。

【事務局】

計画期間につきましては表のとおり、１年のずれがございます。このずれですが、先ほど申しましたとおり障害者基本計画中間年の２３年に見直しをしておりますので、このまま行くことになります。そしてまた、障害福祉計画につきましては３年スパンということも決まっておりまして、現状ではどうしてもずれが出てしまうと。これを今後調整するとなりますと、障害者基本計画を次は８年計画にしていくと３年で合ってくるのですが、その辺については障害者基本計画も中長期計画であることを考えたときに８年として今後考えて、障害者福祉計画と整合を取った方がいいのかどうか。これについては来年度、障害者基本計画を見直し新たなものの作成に入るわけですが、その時に検討してまいりたいと考えております。

【会長】

つまり、今回のこのスケジュール表にある障害者部会の検討では、現行の障害者基本計画との整合性を考えて審議をしていけばよいということですか。

【事務局】

はい、そのようにお願いいたします。

【会長】

他に質問の方いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。特に無ければ次に進ませていただきたいと思います。

【伊佐委員】

すいません。今の障害福祉計画の中のスケジュールについて質問があったのですけれども、よろしいでしょうか。スケジュールの中に障害者自立支援協議会との意見交換を想定されていると思うのですね。その中で、専門部会との意見交換というものがありました。現在、専門部会、生活部会、就労部会、療育・教育部会とあります。私も自立支援協議会の生活部会には属していて、全体会に関して傍聴はしてきたのですけども、今まで事務局の提案としまして事業者部会を設置するという話が以前からあったんですね。それは今年度平成２６年度設置になるのかどうか。設置になった場合は障害福祉計画に関して、その事業者部会と意見交換をするかどうか、想定しているかどうか。その辺をご質問したかったのですけども。

【事務局】

今、伊佐委員の方からご質問の出ました事業者部会につきましては、今、事務局の方で調整を

しているところです。ですから、意見交換会の時期にはなるべく間に合わせよう、できれば一緒に意見をいただくような場を設けさせていただきたいと考えております。

【伊佐委員】

ありがとうございました。

【会長】

失礼いたしました。他にこの策定スケジュールについてご質問の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは先に進ませていただきます。

子ども・子育て支援計画について

では、次に「子ども・子育て支援計画」についてでございますけども、これは現在、審議継続中ということでございますが、中途からの委員の方も数多くいらっしゃいますので、もう一度差支え無ければ、ご説明をいただきたいと思います。どうぞお願いいたします。

【事務局】

（「子ども・子育て支援計画」の概要及びスケジュールについて説明）

【会長】

先ほどと同じようにご質問をいただきたいと思いますが、まずは支援計画と資料についてご質問のある方はいらっしゃいますか。

【伊佐委員】

今の地域型保育の中に事業所内保育というのがありましたけども、現在四街道市内でそうしたことを行っている事業所があるかどうかということと、もし無ければ、例えば行政の方でそうしたものを推進するような形を、例えば事業者に働きかけるお積りがあるかどうか、その辺をお尋ねしたいのですけれども。

【事務局】

現在四街道市内では、病院で２箇所ほど、当然勤務されている看護師さんが対象かと思いますけれども、病院内の保育所のというところはございます。ただ、やはり看護師さんが対象ということで、当然２４時間に近いような保育も必要になると思いますし、その枠を地域の方に開放していただけるかどうかというのは、やはり職種が看護師さんということなので非常に難しいとは思いますけれども、機会がありましたならば、お願いしていきたいと思います。以上です。

【伊佐委員】

ありがとうございました。

【会長】

他には。どうぞ。

【有川委員】

今の話の中に、院内保育園の時間帯というのが長く延長する、２４時間に近いという、そういうのが出ているのでしょうか具体的に。

【事務局】

事業所内保育の枠を地域に開放する場合に、時間帯がどうなるかというところまでは、まだ申し訳ありませんがはっきりしたところは分からないのですけれども、ただやはり、当然看護師さ

んの方というのは３交代勤務になりますので、その中で昼間の時間帯だけ地域の人に開放するというのは、看護師さんの確保の問題とかそういった点もございますので、その場ですぐに、一般の事業所ですと可能性があるかとは思うのですが、病院内ということでしたので、すぐには難しいのではないかというふうには思います。以上です。

【会長】

よろしゅうございましょうか。他にご質問の方はおられますか。

【栗原委員】

前回も質問が出たのですけれども。同じことをうかがって申し訳ないのですが、初めて来られた方もいらっしゃるので、やはり教育標準時間認定という表現であったり、保育標準時間であったり用語の説明をもう１回お願いしたいと。

【事務局】

まず、教育標準時間認定と申しますのは、簡単に申し上げますと、現在の幼稚園に通われているお子さんが該当する認定基準ということになります。多くのお子さんは恐らく、朝８時９時くらいから午後の２時３時くらいまでの時間帯で幼稚園の方に、延長・預かり保育を受けない場合には、その位の時間帯になろうかと思いますが、そういった時間帯で保育所に通う必要の無いお子さんが、教育標準時間認定に当たります。また、保育標準時間の認定または保育短時間の認定という区分がございます。先ほどの年齢区分とは別の、時間帯での区分になりますが、保育標準時間認定と申しますのは、朝７時から夜６時まで１１時間の保育を受けるお子さんが該当する区分になります。また、保育短時間認定と申しますのは、例えばパート勤務でもう少し短い時間での保育で済むお子さんが、保育短時間認定という区分になります。あと、年齢についてはそれぞれ、標準時間・短時間それぞれに３歳以上・３歳未満の区分が設けられることになります。以上になります。

【会長】

よろしいでしょうか。他にご質問の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、その策定スケジュールの６－２の資料の方で質問の方いらっしゃるでしょうか。

これは、スタートがもう間もなく迫っているので、なるべく早くということでございますね。特にスケジュールについてご質問の方が無ければ、この件についてはこれで終了させていただきまして、次に質問を進ませていただきます。③の部会の設置ということでございますが、事務局の方からご説明をいただけますでしょうか。

③　部会の設置について

【事務局】

事務局といたしましては、昨年度この子育て部会を設置したのと同様にですね、先ほど諮問をいたしました高齢者、それから障害者の２計画について、それぞれ高齢者部会、障害者部会として、臨時委員を委嘱した上で設置をしたいと考えております。したがいまして今年度につきましては、高齢者部会、障害者部会、子ども・子育て部会の３部会という形でお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

【会長】

この３部会の設置というご提案がございましたけども、よろしゅうございますか。特に異議がなければ、この方向でお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

特に異議がございませんようですから、その方向でお願いをいたします。

【事務局】

ありがとうございます。次に部会の委員でございますけれども、予め委員さんにお話しをさせていただいておりますけれども、お手許にあります部会委員案というのがございます。こちらの形でですね、それぞれ本会から部会に５名の委員さんをお願いをして、それぞれの部会に委員さんを充てると。そういう形で進めたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。昨年からですね、子ども・子育て部会につきましては継続案件ということで、できるだけ同じ委員さんにお願いをしたいと考えておりましたけれども、一部ですね、都合により他の部会に動いているという方もいらっしゃる状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

【会長】

今、事務局の方から手許にあります案という形で、各部会のメンバーができればこれでお願いしたいというふうに示されておりますけれども、何かご意見の方が、おありになる方がいらっしゃいますでしょうか。

【伊佐委員】

私、視覚障害で見えないので、名前を読み上げていただいてよろしいですか。

【事務局】

失礼いたしました。

（事務局、部会委員名簿を読み上げる）

【会長】

というメンバーでございます。それ以外に、今年度に限って臨時委員を委嘱して追加になる場合がある。今、ご説明がございましたけれど、特にご異議がなければこの形でそれぞれの委員にお願いするということにさせていただこうと思いますけども、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

特にご意見がないようですから、この形でお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございます。部会長につきましては、それぞれ第１回目の部会開催時に互選・選出していただくという形でお願いしたいと思います。

【会長】

よろしゅうございましょうか。途中で何かご事情で交代になりたいというようなことがあれば、その都度事務局の方に申し出いただくというようなことで、この今ご説明をいただいたメンバーということで進めさせていただくことになろうかと思います。

では、④その他というところで、事務局の方からご説明をいただきます。

④　その他（新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について）

【事務局】
（その他（新型インフルエンザ等対策行動計画（案））について説明）
【会長】
何かご質問がありましたら、と聞くのも少々憚られる感じではございますけども。一応、これはパブリックコメントの一環として我々から意見を求めるということなのですか。今ご説明になったこのバックグラウンドと申しますか、については。
【事務局】
パブリックコメントはパブリックコメントですが、市民参加手続きの一環として、審議会というところで、専門家の方々からご意見があれば、本日お伺いできればと考えております。
【会長】
というようなことを背景にした今のご説明だと、いうことでございますけれども。何かご質問の方がいらっしゃいますか。
【大渕委員】
今会長のおっしゃったことも私、お尋ねしようと思ったのですが、本審議会の答申の内容には全くないわけで。折角こういうふうな審議会が開かれるということで、そこでの参考までに意見を聴取したいと、こういう位置づけだと思うんですね。ですから、特措法も去年まだ国の方で施行されたばかりですし、現在各市町村では行動計画を作っているところだと思うんです。私も拝見して、内容も終始万端行きわたっているいい内容で出来ていると思いますが、問題はこれからマニュアル作りにですね、どういうふうにこれに基づいた具体的な四街道市らしい内容が含まれてくるかどうかというところが問題になろうかと思うのです。特に、パンデミックですから、市民の方も相当パニックに陥るだろうと思うんですね。その時に、例えばトリアージの問題でございますとか、情報提供なんかもですね、もう少し具体的に、例えば市会議員さんたちが情報提供でどういった役割を果たすのか。あるいは、市内に万遍なくいらっしゃる民生委員さんですとか、町会自治会だとか、ＰＴＡだとか、そういう具体的な行動できる人たちが、情報を市当局と住民との間で交換する場合にどういうふうな動きを示すのかというようなことも、私はマニュアルの中に加えておいた方がいいと思うんです。トリアージのことは全然、この中にはまだ触れられていません。これは医師会との関係もございますから、どういう形でトリアージをやってもらうというのも問題ですけども、しかし具体的にマニュアルをですね医師会との間できちんと取り交わしておかないと、発生してからじゃあトリアージをどうするかということも非常に大きな問題になります。これはパンデミックワクチンもですね、ワクチンが出来てから、恐らく私は自治体同士の奪い合いが出てくるのではないかと思うのですよ。それはやはり国なり県なりが調整をするでしょうけども、そのところの県との調整をですね、どういうふうに平等にパンデミックワクチンが配られるのかというようなことも、きちんと示しておかないと、本当に市民に安心を与えるというマニュアルにはならないと思いますので。私は行動計画はよく出来ていると思いますので、まったく異存ありませんが、ただその具体的なマニュアルを作るときにですね、それはとくに具体的に注意を払っていただいて、それを早急にマニュアルを作っていただければというふうに思います。

拝見いたしまして私びっくりしましたけども、四街道市だけで入院患者が１，５００人を超えるとかですね。死亡する方も６００人も出るという予想ですから、これはそういう数字だけが独り歩きしたら、そのこと自体で市民の方がパニックに陥ると思いますので、市民の方に安心していただけるような具体的なマニュアルをいかに提供するかということが、今、市のご当局に課せられている重要な課題だと思いますので、是非ひとつマニュアル作りを具体的にしっかりとやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

【会長】

他には何か。どうぞ。

【飛田委員】

まったく同じような意見なんですけれども。当市の状況とかを判断したことを織り込むというふうに受け取ったんですけれど、では当市の状況でどういうことを織り込むのかという具体的な今のお話であったようなことをきちんと書いておかないと、パニック状況に入るということが考えられますよね。それともうひとつは、この対応するための組織体がですね、市の庁舎の中だけで対応できる問題ではないと思うんですね。そうしますと、さっきおっしゃったような地域の力も利用しなくちゃいけないと思うんですね。例えば、自治会とかそれぞれの伝播する組織図っていうんですかね、そういうものがきちんと出来てないと、図式で結構ですので、あまりこういう文章的なもので書かれると市民の方たちは混乱すると思うんです。今どうしても、目から入ったりあるいは耳から入ったりすることで、いろんな情報がですね、万遍なく伝わると。しかも上手く利用していただきたいと、それをひとつ考えていただきたいと、是非お願いいたします。

【会長】

他にはよろしゅうございますか。どうぞ。

【栗原委員】

今回の行動計画なんですけども、この場合市民に重大な影響があるということで市民参加条例の中の位置づけではなくて、この審議会の中で議論するというお考えだったんでしょうか。

【事務局】

議論ということでよりも、先ほどご説明させていただきましたけれども、ご意見をいただくということで考えておりまして、計画の内容は法律で決められているため審議会で議論することには馴染まないので考えていません。市民参加手続条例の観点から意見を聞く形をとっています。

【栗原委員】

むしろ市民にとりましては、具体的な行動計画の方がですね、非常に関心の強いところで、ある意味こういう大きな行動計画を審議会にかけたパブコメにかけたということで、もう市民の理解を得たという判断をされることよりもむしろ、個別的なマニュアルをできればこの審議会にかけていただいて、この審議会の中で「もっとこういう対応があるんじゃないか」「こういう危険性があるんじゃないか」というふうなことを、できればこの審議会の中で議論できるような仕組みも考えていただきたいなと思っております。

【飛田委員】

それからもうひとついいですか。今の絡みなんですけども、例えばこれ、握手とかそういうこ

とでなりました。で、なりましたよということの情報が例えば医療機関を通じて連絡されて、その地域が閉鎖されるとかって問題が起きたときにどうするかとか。そういう問題が出てくると思うんですよね。そうすると、やはりそのへんの、情報の、何というんですかね、発信とそれから情報の秘密状況と、それをきちんとやっておかないと、例えば市民が知らないうちにマスコミでテレビから流れてきちゃう。そのパニックの方が大きい。例えばテレビなんかが映画がよくあるんですけど、あるウィルスが発生すると、だいたいマスコミ関係からばばっと流れちゃうんですよね。そうすると全地域がパニックに陥っちゃうということも起きちゃう。で、例えばこれ、本当にそういう、感染症なり感染的な部分でですね、抵抗力がある人と抵抗力がない人との差ってのが出ると思うし、それから今の子供たちってのは意外と抵抗力が低いと思いますが、そういう人たちをどうするか。我々年寄りはどっちかというと、抵抗力が強いかもしれないんですよね。そういう意味では医学的なことはよく分からないんですけれど、そういうこともよくやらなくちゃいけないし、あとこれはことあるごとに気をつけてくださいという予防医学的なことをきちんと先生たちに確認した上で、マスクするとかうがいするとか手洗いするとか書いてありますけれども、この三つはやりましょうよというのはきちんと書いていただけると、どの家庭でも予防的なことは出来るんじゃないかなと思うんで、そういう初歩的なことが大事じゃないかと思うんですよ。お願いします。

【事務局】

まさに、それぞれの委員さんからいただいたご意見、もっともだと思います。まず情報の的確な収集と、それから市民がパニックに陥らないような情報の発信の仕方を考えなければならないと思いますし、また、もし患者が出た場合の取り組みや情報に十分配慮してこれから作っていく所存でございます。

なお、栗原委員さんの方からありました、審議会での取扱いにつきましては、事務局とそれから市民参加条例を所管する課がございますので、そちらとまた調整を取らさせていただければと思います。

【会長】

他にご質問の方おありになりますか。

【大渕委員】

敷衍させていただきますが、国としても、これは国の危機管理として捉えるっていうふうに国の法律の中にも書いてあるんですね。ですからそれは、市民参加やパブリックコメントってのは非常に重要な市民の権利を擁護するってことですけれども、しかしそれと国家の危機管理ということは対峙する場面もありますので、全てやっぱり、全部さらけ出すことが果たして本当に市民の権利を守るのかどうかということもですね、念頭においてやる必要がある。あくまで、これは危機管理としての行動計画であることを念頭におく必要があるんじゃないかというふうに私は考えますので、その点を十分ひとつお考えいただきたいというふうに思います。

【事務局】

更にこの危機管理に関しましては、千葉県との調整を計る必要がございます。更に医師会・歯科医師会・薬剤師会等々、医療関係との調整、更には保健所等々との調整もあろうかと思うので、

これらを抱合した形で構築していきたいと思っております。

【会長】

他にご意見のある方いらっしゃいませんでしょうか。どうも、おありになりませんか。私の全く私的な意見になりますけども、交通事故を起こさないようにということで、道路交通法とか、果ては刑法の一部にまで、そういうことが書いてありますな。しかし毎日たくさんの人が死んでいく、あるいは事故にあっている。したがって、主としてやることは、これはもちろん法に定められたものだから、作らざるを得ないことは分かりますけれども、これという、これにこだわるのは結構でございますが、その一方、「君たち事故を起こさないのにはどうしたらいいのかね。広い道路に出るときは、右を見て左を見てもう１回右を見て渡る方が安全なんだよ」というような形のですな、マニュアルを作って市民を誘導するというようなことが、もう一方の柱として非常に重要なことだろうなと思います。先ほどから難しい言葉が並ぶのも、これは法を定めるのだから仕方ございませんけれども、その一方易しい言葉で、あるいは現実にどうしたらいいかというようなことも出ておりました。是非、そういうことを配慮して、今度は市民向けのマニュアルというところでは、市独自の、あるいは「だから四街道は蔓延しなかった」というような成果の上がるようなものを作っていただくと。そんなナビも、我々が保健福祉審議会で審議をして、ということとはまた違うと思いますので。それを最後ですね、私の勝手な意見ということで述べさせていただきまして。

委員の方、全体を通じまして何かご質問の方。どうぞ。

【渋谷委員】

策定スケジュールと部会の設置が承認されたので、それを踏まえての要望ですが。先ほど、高齢者保健福祉計画の策定スケジュールのときに、栗原委員の方から　本質的なというか需要な要望がございました。審議会が年に２回しか、全大会がないので、ある部会が入ってしまうと他の部会のことが分からないと。ですから、資料等を送って要望とかを言えるような体制を取ってくれと。それはあくまでも高齢者支援課長の回答だったので、そこ辺りを全体にどうやって持っていくのか。本当に全部の毎回の資料を全委員に送るのが、本当に可能なのかというのが不安なもので。どういう形を取ると、他の委員にも他の部会の情報が得て、質問とか要望が出せる体質が取れるのか。それだったら大変だけれども、中間にもう１回、２回目をもっと早く中間に１回開いて、全体的にやるのか。３回全体会を開くのか、その辺りを事務局と会長、副会長にお願いして、是非とも調整していただいて、どういう方向でいくかを後ほど示していただけないかという要望ですが。

【会長】

今そういう意見を出していただきましたので、ひとつまあ事務局より、こういうことかなという案が出来ましたら、是非我々とすり合わせて情報が隈なく各委員に、適宜使う方向を考えると。そういう方向で検討させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

【飛田委員】

この審議会というのは、最後に答申をだすと思うのですが、その答申を出す時期というのは、それぞれ毎年出すのですか。それとも２年後に出すという形なんですか。その辺がスケジュール

的によく分からないので。それが定まらないで、議論というか色んな意見を集約していっても、あるいは部会でそういうものをやっていると思いますけども、非常に不安な気持ちなんです。どこでどういうふうに答えてよろしいのか。実は総合計画のときにも、基本計画を立てるときに、非常に、答申のときに最後追い込まれてしまうのですね。行政の人たちのご意見も審議委員の意見も、それぞれかなり対立する部分も出るかと思うんですね。そういうところをよく調整しなくちゃならない。時間も必要かと思うんですね。最後はちゃんとまとまるんですけども。是非そういうところをですね、スケジュールをやるにあたって、きちんと頭の中で整理したいというのが自分の考えなんですけれども。

【会長】

答申の日は概ね決まっておりますですね。それぞれ、例えばこの件については少し時期が早まって、あるいはこれらの件については２年後ですか。

【事務局】

最終答申を出すのは今年度中です。議会にかけるので、議会の前です。計画案の答申が２月の本会です。子ども部会が２月になってしまいますけども。これを目指して策定をする形になります。

【飛田委員】

この間、部会をやって、部会で出たものをここでまとめる。

【事務局】

最終的にみなさま本会にかけていただいて、答申をいただくと。

【飛田委員】

何もなければ問題ないのですけども。基本的なことが決まってないと、ひょんなことでばたばたすると、下手すると舞い上がるんじゃないですかという疑問があったんです。

今おっしゃったように、市民の目線でものを考えていったときに、色々と議論が出てきますよね。高齢者のことにしても、障害者のことにしても、子育てのことにしても。じゃあ、市長がおっしゃってる子育て日本一というのが何をイメージするのですかという議論に入っていったときに、どうします。非常に揉めると思うんですよね。日本一になる子育てというのが、四街道では何ですかと決まればいいんですけど、決まらなかったら困るし。総合計画の議論におけるくらいきちんと素描が描かれているわけですから、スケジュールを上手く消化できるような体制づくりをやっていただくと。私どももスケジュールがありますし、みなさんもスケジュールがあると思うんですけども、その中でやっていただくと思います。

【会長】

と、まあそういうご意見でございます。よろしいでしょうか。それでは他にご質問ご意見等なければ、この会はこれで終了ということにさせていただきたいと思いますが。

（終了。この後、事務局より事務連絡）